

令和6年度より

夜間・休日の時間帯に、精神保健指定医を1名配置し、措置診察実施判断やおおさか精神科救急医療情報センターにおける受診調整の支援を行うとともに、措置診察決定時には警察署において一次診察を行うことができる体制を整備していきます。

大阪府、大阪市及び堺市の共同運営

「精神科医師による救急医療体制支援事業」

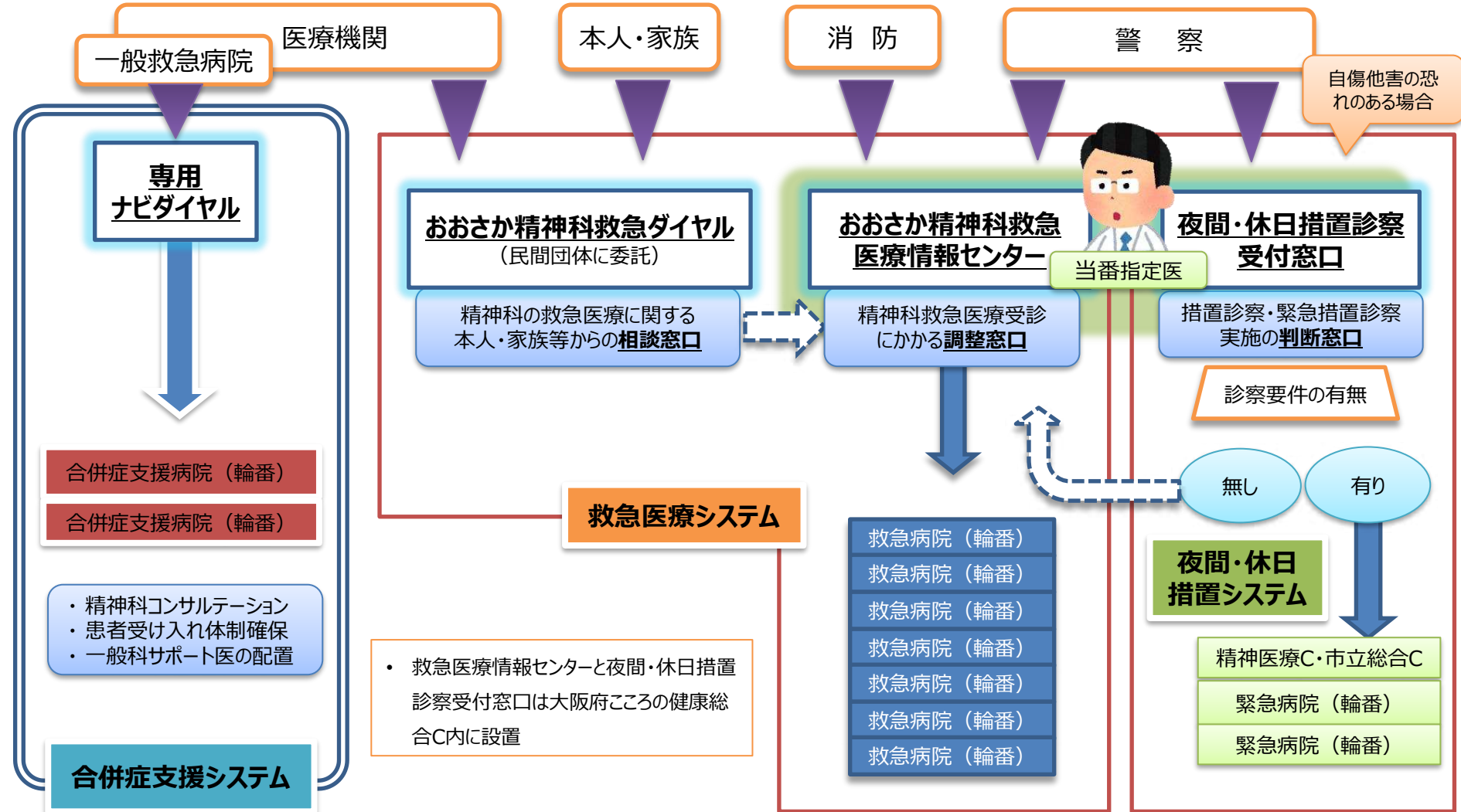
運用開始：令和6年9月1日（日）9:00～

実施時間：①休日日中（9時から17時）

②夜間（17時から翌日9時）

配置場所：「夜間・休日措置診察受付窓口」及び「おおさか精神科救急医療情報センター」

大阪府の精神科救急医療システム



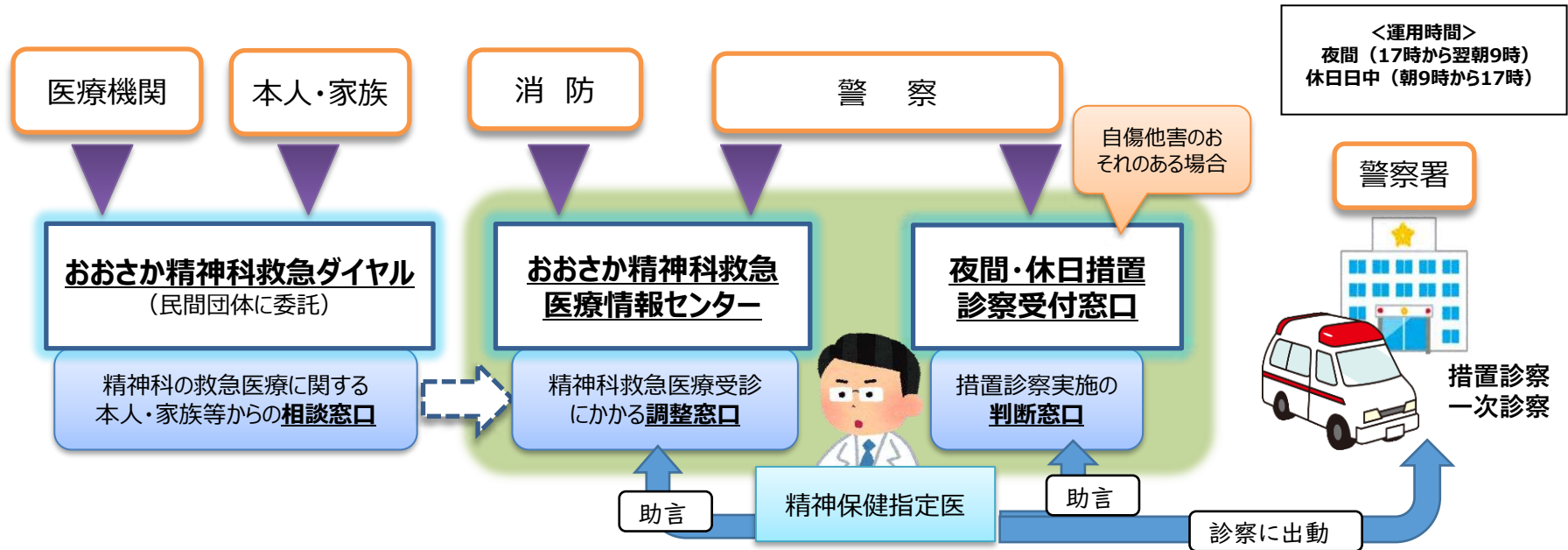
精神科医師による救急医療体制支援事業

＜精神保健指定医の業務内容＞



- ・ 警察からの23条通報に対して、措置診察実施判断に対する助言。
- ・ 措置診察実施決定時、警察署での一次診察
(精神保健福祉法第19条の4第2項の公務員としての指定医業務)
- ・ 精神科救急医療情報センターにおける受診調整にかかる助言 など

大阪府の精神科救急医療システム（概要図）より



○夜間・休日の警察官通報の受付窓口の名称

（変更前）「緊急措置受付窓口」

（変更後）「夜間・休日措置診察受付窓口」

○「夜間・休日措置診察受付窓口」（ア）と

「おおさか精神科救急医療情報センター」（イ）への指定医の配置

- ・措置診察実施判断や精神科救急医療情報センターにおける受診調整について、指定医が窓口職員へ助言します。

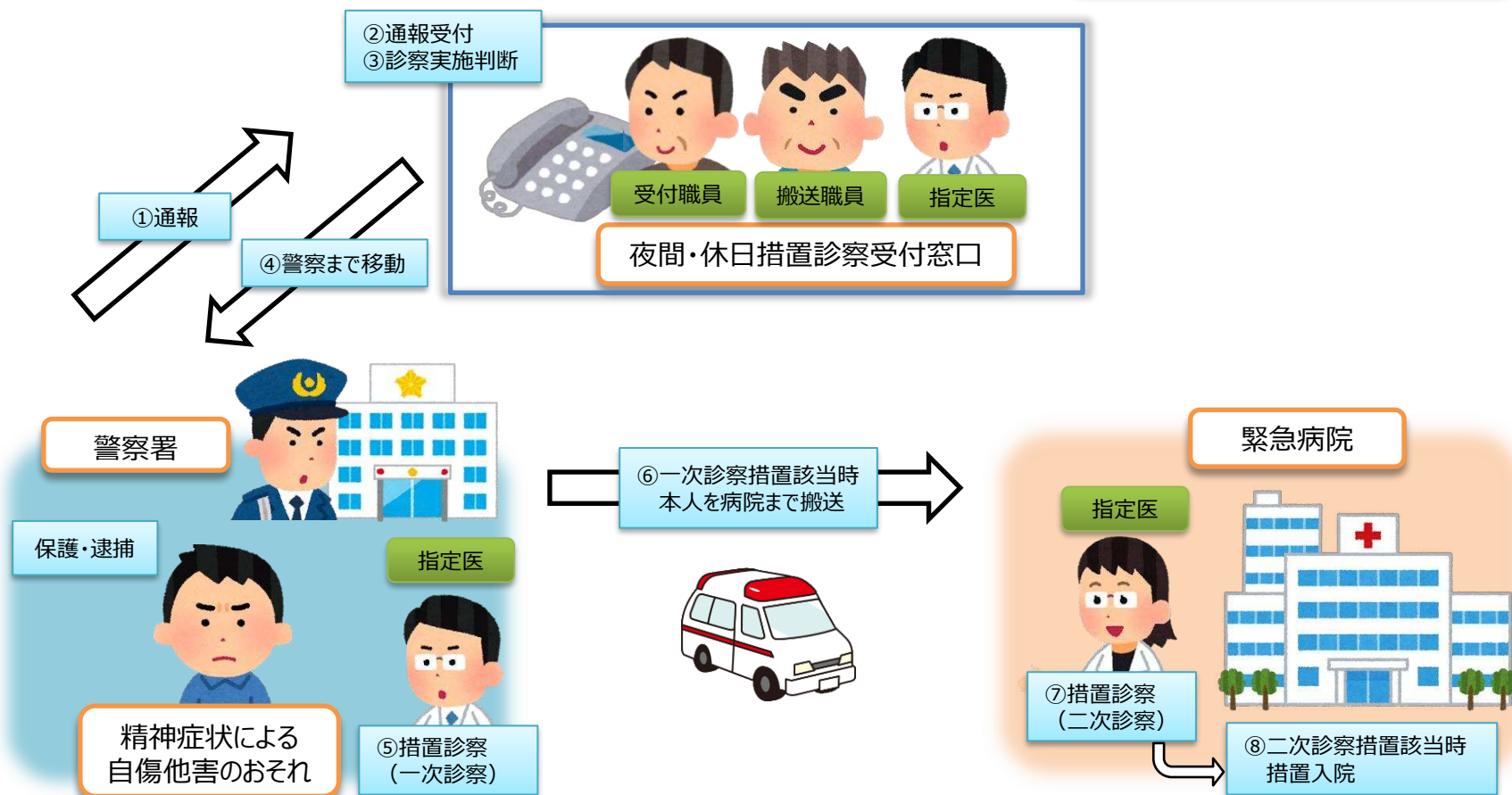
※（ア）（イ）の運営場所である大阪府こころの健康総合センターにおいて指定医の待機態勢を確保することで実施

○夜間・休日の措置診察を二診体制に

- ・措置診察実施時は、夜間・休日措置診察受付窓口に配置された指定医が、搬送職員と一緒に警察署に向かい、一次診察を行います。
- ・措置該当となれば、緊急病院へ搬送し、二次診察を行います。

夜間・休日の措置医療体制 フロー図

「措置入院の運用に関するガイドライン」
に沿った指定医2名による診察の体制



令和6年8月（プレ）～10月末までの実績

(1) 指定医の配置日（枠）数

	8月 21日、25日、27日	9月	10月
総 数		41	40
指定医の配置	3	30	30

(2) 通報件数と診察実施件数

	8月 21日、25日、27日	9月	10月
通報件数	3	53	46
診察実施	2	24	19
1次非該当		5	8
2次非該当		0	0
措置入院	2	19	11

令和6年8月（プレ）～10月末までの実績

(3) 指定医によるコンサルテーション件数

	8月 21日、25日、27日	9月	10月
コンサル件数	3	50	37
うち診察実施数	2	22	18